# 本号で公布された法令のあらまし

**◇航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定**（条約第七号）（外務省）

この協定は、我が国と欧州連合構成国との間の既存の二国間航空協定の特定の規定を我が国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における「締約者」、「構成国」及び「当事国」の定義について規定している。（第一条関係）

2　航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の当事国である構成国が指定した航空企業の特権等の取消し等に関する権利の条件として、当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと等を規定し、その規定は航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定に代えて適用することを規定している。（第二条関係）

3　航空業務に関する日本国と構成国との間の協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解すること等を規定している。（第三条関係）

4　附属書は、この協定の不可分の一部を成すことを規定している。（第四条関係）

5　この協定の改正、効力発生及び終了について規定している。（第五条～第七条関係）

6　この協定の正文を規定するとともに、解釈に相違がある場合にはこの協定が交渉された言語の本文によることを規定している。（第八条関係）

7　この協定に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定を掲げている。（附属書Ⅰ関係）

8　第二条2の規定が代わりに適用される航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定等を掲げている。（附属書Ⅱ関係）

9　第二条2に規定する国としてアイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国及びスイス連邦を掲げている。（附属書Ⅲ関係）

10　第三条に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の規定を掲げている。（附属書Ⅳ関係）

# 条　約

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**条約第七号**

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合は、

欧州連合の法令の下において、いずれかの欧州連合構成国が与える有効な運営免許を有し、かつ、いずれかの欧州連合構成国で設立される航空運送人は、欧州連合構成国と第三国との間の路線への無差別のアクセスの権利を有することに留意し、

欧州連合の法令に従って免許を与えられた航空運送人を特定の第三国及びその国民が所有し、及び支配することを可能とする欧州連合と当該第三国との間の協定を考慮し、

欧州連合の法令と航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定との間の整合性が、日本国と欧州連合との間の航空業務に対して適正な法的根拠を与え、当該航空業務の継続性を維持し、及び航空運送の分野における日本国と欧州連合との間の関係の更なる発展に寄与することを認識し、

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の現行の協定の運輸権に関する規定の解釈に影響を及ぼすことがこの協定の目的ではないことに留意して、

次のとおり協定した。

**第一条**

この協定の適用上、

(a)　「締約者」とは、この協定の締約者をいう。

(b)　「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

(c)　「当事国」とは、附属書Ⅰに掲げる航空業務に関する日本国と構成国との間の関連する協定の締約国をいう。